

# ヒビノプロビジョン映像保守サポート規定書

2026.7.1改訂

ヒビノプロビジョン株式会社 映像システム事業本部

## 1. 定義

本規約は、お客様(以下契約者)に対しヒビノプロビジョン株式会社(以下当社)の提供する製品の有償保守サービス内容及び条件について定めたものです。

## 2. 適用範囲

本規約は、本契約において当社と契約者との間に適用されます。

契約者は、本規約の全ての内容に同意した上で、本サービスの利用申込を行うものとしします。

## 3. 申込み

1 契約者は、本規約の内容に同意した上で、当社所定の方法により、本サービスの利用の申込みを行うものとしします。

2 当社は、当社所定の基準により、申込みの可否を判断し、これを認める場合には、契約者に対し、当社所定の情報を通知し、登録を行います。当該通知で定められた時点より、当該契約者と当社との間に、本契約が成立します。

3 当社は、契約者が以下のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、理由を一切開示することなく、第1項の申込を認めないことができます。

- (1)登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (2)本規約に違反するおそれがある場合
- (3)過去に本契約を締結して、本規約に違反した場合
- (4)過去に本契約を締結して、その事由を問わず当該契約が終了した場合
- (5)その他本サービスの利用が妥当でない場合

4 契約者は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、登録事項の変更の手続きを行うものとしします。契約者がこれを怠ったことにより損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとしします。

## 4. 保守サポートの範囲及び概要

本規約に基づく保守サービスは別途、当社から送付する保守サービスの範囲の通りとしします。また以下の条件に基づきます。

- ① 弊社から販売させて頂いたお客様
- ② 正常に動作しており、安全かつ適切に運用管理が行われているシステム

## 5. 個人情報

当社が取得した個人情報の取扱いは、別に当社が Web ページ (<https://www.hibino-provision.co.jp/privacy/>)で定めるところによるものとしします。

## 6. 反社会的勢力の排除

6-1. 契約者(利用契約締結前の申込者を含む。以下、本条において同じ。)と当社は、それぞれ相手方に対し、次に掲げる事項を確約するものとしします。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、これらに準ずる者、その構成員またはその構成員でなくなったときから 5 年を経過しないもの(以下、「反社会的勢力」といいます。)ではないこと

(2) 自己の役員が反社会的勢力ではないこと

- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用して利用契約を締結するものではないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して、利用契約に関して次の(ア)から(イ)に掲げる行為をしないこと
  - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる言葉
  - (イ) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

6-2. 契約者および当社は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、事前の通知なく即時に利用契約の全部または一部を解約または解除することができるものとします。

- (1) 前項(1)または(2)の確約に違反する申告をしたことが判明した場合
- (2) 前項(3)の確約に違反し利用契約を締結したことが判明した場合
- (3) 前項(4)の確約に違反した行為をした場合

6-3. 契約者は、当社に対し、個別サービスを反社会的勢力の利用に供しないことを確約するものとします。

6-4. 当社は、契約者が前項の規定に違反したと判断した場合には、事前の通知なく即時に利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

6-5. 第2項または前項の規定により利用契約が解約または解除され場合には、解約または解除された者は、解約または解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

## 7. 不可抗力等

地震、台風、津波その他天災地変、戦争、暴動、内乱、法令、規則の改正、政府行為その他の不可抗力の事由または当社の責に帰することができない事由により、当社が本規約の全部または一部を履行できない場合については、当社はその責を負わないものとします。

## 8. 責任範囲

いかなる場合においても、当社は、このオンサイトサポート及び修理に関連して、契約者様に対し、契約者様に現実に生じた通常かつ直接の損害しか責任を負わず、かつその損害賠償の金額は契約様が支払われた保守料金の額を越えないものとし、いかなる間接損害、偶発的損害または顧客もしくは第三者の利益の損失、または不使用による損害に対して責任を負わないものとします。当社がかかる損害の可能性を予め知らされていたとしても、いかなる影響も受けないものとします。また、運用時のデータ破損等により損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 9. 想定外費用及び除外事項

- (1) 以下の条件の場合は費用を頂くがありますが、受付出来兼ねる場合もあります。
  - 1 弊社の承諾なく機器を改変もしくは、接続機器を変更したことに起因する場合
  - 2 お客様による機器交換等の際のお客様側の過失による機器の破損
  - 3 お客様設備からの影響が原因による機器の故障(電源等)
  - 4 機器設置場所の環境が極端に悪い場合(高温、高湿、粉塵、結露等)
  - 5 コンピュータウイルス等に起因する場合および、そのリカバリ作業を行う場合

- (2) 弊社はこのサポートサービスに関する規定を変更することができます。変更した場合は書面で通知するか弊社HPに記載する場合があります。

## 10. 契約の解除

本契約者方が本契約に違反した場合、2週間の期間をおいた催告のうえ、本契約を解除することができます。

## 11. 秘密保持(契約者)

1. 契約者は、当社から秘密と指定された事項および保守サービスに関するノウハウ、プログラム、その他の契約者の秘密を第三者に漏洩してはならないものとします。但し、次の各号の一つに該当する場合はこの限りではないものとします。

- 1 当社から開示を受けた時、既に自ら所有していた情報または公知公用となっていた情報。
- 2 当社から開示を受けた後、当該情報によらず独自に開発した情報または自らの責によらず公知公用となった情報。
- 3 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手した情報。

2.本条の規定は、本契約終了後3年間有効に存続するものとします。

## 12. 秘密保持（当社守秘義務）

12-1. 契約者および当社は、相手方に秘密である旨を明示して提供した情報(ただし、契約者が個別サービスを利用して提供施設等にアップロードしたデータは含まないものとし、以下「秘密情報」といいます。)の書面による事前の承諾なく、被開示者(開示者から秘密情報を開示された当事者をいうものとします。)の役員及び従業員以外の第三者に当該秘密情報を開示、漏洩または公表してはならないものとします。

12-2. 被開示者は、秘密情報を、個別サービスを利用または提供する目的以外に使用しないものとする。

12-3. 本条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、当社は次に掲げる者(その役員および従業員を含む)に対して、契約者の承諾なく秘密情報を開示することができるものとします。

- (1) 当社のグループ会社
- (2) 提供施設等提供会社
- (3) 個別サービスの提供に関して当社が業務を委託している第三者
- (4) 当社のアドバイザー(ただし、弁護士、公認会計士、弁理士、税理士等法律上守秘義務を負っている者または当社と秘密保持契約を締結している者に限る)

12-4. 本条第 1 項または第 3 項の規定に基づき、被開示者が秘密情報を第三者に開示しようとする場合には、被開示者が開示者に対して負担する本約款上の義務と同一の義務を当該第三者に対しても課さなければならぬものとします。この場合には、被開示者は当該第三者の行為について開示者に対して責任を負うものとします。

12-5. 被開示者は、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、本条第 2 項に規定する目的の範囲を超えて秘密情報を複製してはならないものとします。被開示者は、本項の規定に基づいて複製した複製物を、秘密情報として扱うものとします。

12-6. 当社は、法律の規定により、契約者の秘密情報の開示の義務を負う場合には、契約者の秘密情報を開示することができるものとし、この場合の開示には前各号の規定は適用しないものとします。当社は、公的機関への秘密情報の開示によって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

12-7. 当社は、警察、検察、裁判所、税務署等の公的機関より照会があった場合には、契約者の秘密情報を開示することができるものとし、この場合の開示には本条第 1 項から第 5 項までの規定は適用しないものとします。当社は、公的機関への秘密情報の開示によって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

12-8. 前各号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報は、秘密情報として扱わないものとします。

- (1) 開示時に既に被開示者が保有していた情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段によって守秘義務を負うことなく被開示者が入手した情報

- (3) 開示時にすでに公知の情報、または、開示後に被開示者の責に帰することができない事由によって公知となった情報
- (4) 開示者が書面によって事前に秘密情報から除外することを明示した情報
- (5) 被開示者が、秘密情報と無関係に、独自に開発または創作した情報

12-9. 契約者および当社は、利用契約の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報ならびに秘密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体およびその全ての複製物を返却または破棄するものとします。

### 13. 保守サービス対応時間

本規約に基づく保守サービスの対応時間は、[保守の要綱]に定めるとおりとします。

### 14. 本規約の変更

- 1 当社は、その理由を問わず本規約をいつでも任意に変更することができるものとし、契約者はこれに同意します。
- 2 当社が別途定める場合を除き、本規約の変更は、書面での連絡又は電話・メールでの通達などの方法によって契約者へ通知します。
- 3 本規約の変更は、前項の通知の時点より効力を生じるものとします。

### 15. 権利義務の譲渡

- 1 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。
- 2 当社が、本サービスに係る事業を第三者に譲渡(通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。)した場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務並びに登録事項、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡に予め同意します。

### 16. 分離可能性

本規約の規定の一部が、法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規約のその他の規定は有効に存続し、また、違法、無効又は不能であるとされた部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えて適用し、若しくは当該部分の趣旨に最も近い有効な規定となるよう合理的な解釈を加えて適用します。

### 17. 協議事項

本契約に定めない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、契約者と当社で協議のうえ決定するものとします。その際すでに支払われた料金に関しては一切の返却はしない事とします。

### 18. 準拠法

本規約の準拠法は、日本法とします。

### 19. 管轄:合意管轄裁判所

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属的合意裁判所とします。

以上